

## 改正 1-8

# 公的年金（障害給付）

## 1 障害基礎年金

### ▼年金額（平成 24 年）

1 級	$786,500 \text{ 円} \times 1.25$ + 子の加算
2 級	$786,500 \text{ 円}$ （＝老齢基礎年金の満額） + 子の加算

※ 子の加算

子 2 人目まで…1 人につき  $226,300 \text{ 円}$

子 3 人目以降…1 人につき  $75,400 \text{ 円}$

## 2 障害厚生年金

### ▼年金額（平成 24 年）

1 級	（報酬比例の年金額） × 1.25 + [配偶者の加給年金額（ $226,300 \text{ 円}$ ）] ※
2 級	（報酬比例の年金額） + [配偶者の加給年金額（ $226,300 \text{ 円}$ ）] ※
3 級	（報酬比例の年金額） ※最低保障額 $589,900 \text{ 円}$

※障害厚生年金に子に係る加算はありません。

\_\_\_\_\_部分が改正点です。